

質問書に対する回答7

件名) 東北自動車道 渡良瀬川橋(北)塗替塗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書17-2-6(6)、(7)、(9)及び「質問書に対する回答4」の番号5	弊社の施工計画では、素地調整1種(ブラスト)で発生する低濃度PCB廃棄物(研削材及び廃塗膜・ケレンかす)を約670t見込んでいます。この場合、低濃度PCB廃棄物(研削材及び廃塗膜・ケレンかす)を運搬するためのペール缶・ドラム缶が不足しますが、変更対象となりますでしょうか。	特記仕様書17-2-6(9)に記載のとおり、安全衛生保護具の数量に受注者の責によらず変更が伴う場合は、監督員と別途協議とします。
2	特記仕様書17-2-6(6)、(7)、(9)及び「質問書に対する回答4」の番号5	上記質問番号1の回答が「変更対象とならない」である場合、「研削材の再利用」や「研削材と廃塗膜の分離」等の措置が必要と考えますが、低濃度PCB廃棄物(研削材及び廃塗膜・ケレンかす)の貴社で許容する発生量をご教示ください。	上記質問番号1に対する回答のとおりです。
3	特記仕様書5-1、13-1	弊社の施工計画では、低濃度PCB廃棄物(研削材及び廃塗膜・ケレンかす)を約670t見込んでおり、特記仕様書5-1記載の貸与いただく面積(約150m <sup>2</sup> )では集積箇所として面積が不足することが考えられます。弊社の施工計画で見込む約670tを集積する面積を貸与いただくことは可能でしょうか。	受注者の責によらず変更が伴う場合は、監督員と別途協議し必要と認めた場合は貸与します。
4	特記仕様書5-1、13-1	上記質問番号3の回答が「約670tを集積する面積を貸与いただけない」旨の内容である場合、弊社施工計画による低濃度PCB廃棄物の久喜白岡JCT仮置場への運搬が可能となるよう、低濃度PCB廃棄物を処分場へ搬出いただけると考えてよろしいでしょうか。	上記質問番号3に対する回答のとおりです。